

## 幕末期における中山道の助郷に関する研究

小林 幹 男

要約 中山道は、東海道に次ぐ主要な街道であり、板橋・草津宿間67次であるが、一般的には東海道と重なる草津宿と大津宿を加えて「中山道69次」といわれている。中山道の宿駅は、社会の安定と経済の発達に伴って、物質の輸送や人馬の継ぎ立てが増加し、参勤交代の大名、一般旅行者の通行によって賑い、江戸後期になるとさらに輸送量と通行者が増加して繁栄した。しかし、宿駅や助郷村は、一方で無賃、または低賃金の伝馬役などを強制され、その不足分を補填しなければならなかったため、財政が窮乏し、幕府や藩に窮状を訴えて減免を願い、宿駅と助郷村の紛争も相次いだ。

孝明天皇の妹和宮が、公武合体の政治的意図によって、將軍徳川家茂に嫁ぐため東下した文久元年(1861)のいわゆる「和宮様の御通行」は、空前の大行列であった。この大行列の人数は、京方1万人、江戸方は京都所司代をはじめ、お迎えの人数を合せて1万5千人、合計2万5千人といわれ、御興の警護12藩、沿道の警護29藩、総勢およそ8万人と伝えられている。

この大行列通行のために動員された人馬は「御小休」の長窪宿の場合、定助郷12か村、当分助郷29か村、人馬6,350人、645疋と記録されている。このことから「御泊」の和田・八幡・沓掛宿、「御昼」の芦田・小田井・軽井沢宿などの負担を窺うことができる。

キーワード 中山道 信濃26宿 助郷役 伝馬騒動 皇女和宮

### はじめに

近世の交通体系は、豊臣秀吉が戦国時代以来の伝馬制を改編し、1里36町制、関所の撤廃などを実施して、大阪・京都を中心とする交通体系を整備した。

徳川家康も秀吉の政策を継承して、三河時代に伝馬制を基礎にし、さらに今川氏や武田氏、後北条氏の交通制度を摂取し、発展させて、江戸を中心とする五街道を整備し、近世の交通体系を確立した。

すなわち、家康は三河時代から関東領国時代にわたる慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い、元

和元年(1615)の大阪夏の陣、寛永12年(1635)の参勤交代制の確立を経て、しだいに諸制度を整備し、慶長6年(1601)には東海道に伝馬制を施行し、翌7年には中山道にも伝馬制を実施した。

そして、五街道は、寛永元年(1624)に江戸と京・大阪を結ぶ品川・大津宿の東海道53次が整備され、次いで板橋・大津宿間の中山道69次をはじめ、日光海道、奥州海道、甲州海道が整備された。

中山道は、当初中仙道と称したが、幕府は享保元年(1716)新井白石の意見を入れて中山道

と改め、日光海道・奥州海道・甲州海道も海道を道中と改めた。

本稿では、以下の記述を改称年代に関係なく、すべて中山道と記し、中山道69次のうち信濃26宿の佐久郡9宿、小県郡2宿の11宿を中心に、幕末期における助郷の実態と農民負担の問題を考察することにしたい。

また、いわゆる「和宮様の御通行」は、幕末期における助郷の問題を考察する上で、極めて重要な問題であり、比較的資料も整えられてきたので、この問題についても、史料を参照して考察することにしたい。

## 1 信濃26宿と佐久・小県の宿場

中山道の信濃の宿は、上州の坂本宿から碓氷峠を越えて軽井沢宿に入り、ここから木曾の馬籠宿までの26宿である。また、中山道は、木曾路を通るので木曾街道、岐蘇路・岐岨路ともいわれ、江戸から草津宿までが129里10町8間（約502.6km）、京都までが135里34町8間（約528.6km）であった。

佐久の宿は、浅間山麓に軽井沢・杓掛・追分の3宿があり、「分去れ」で北国街道と分かれ、佐久平の小田井・岩村田の2宿を通り、塩名田宿の先で千曲川を渡って御馬寄に入り、緩い坂道をしばらく進むと八幡宿である。

佐久地方では、千曲川左岸の地方を川西と呼んでいるが、川東の塩名田宿を含めて川西4宿としている。八幡宿は、慶長7年（1602）から寛永20年（1643）までの40年間は「荒町」と呼ばれ、それから寛文5年（1665）までのおよそ20年間は「八幡町」と呼ばれていた。

八幡宿から瓜生坂を越えて鹿曲川を渡ると望月宿である。『中山道宿村大概帳』によると望

月宿には、瓜生坂寄りに30間（50メートル余）、宿の西に百余間（180メートルほど）の松並木があったと記されている。並木を出た辺りから再び坂道を上り下りして間の宿の茂田井を通り、芦田宿に至る。軽井沢宿から芦田宿までが佐久9宿である。

中山道は、芦田宿から松並木の美しい笠取峠を越えて、小県郡の長窪宿に入り、依田川に沿って南に進み、落合のはずれで大門川を渡って、西側の山沿いを進んで狐坂を越えると和田宿である。小県郡の宿は、この長窪・和田の2宿で、距離はおよそ2里（約8km）である。

中山道は、和田宿から小県郡と諏訪郡の境にある中山道最大の難所、和田峠を越えることになる。和田峠は、標高1,640m、5里18町（約21.34km）の山路で、急坂が多く、降雨・濃霧のときには、途中に人家がないため、旅人は難渋し、特に冬には厳しい寒さと降雪に悩まされた。

和田峠を下ると下諏訪宿である。そこからの道は、小野宿・三沢峠・牛首峠を越えて贄川へ出る道であったが、慶長19年（1614）に塩尻峠を越える道に改られ、塩尻・洗馬・本山の3宿が加えられた。

島崎藤村は、「木曾路は山の中である。」と記したが、木曾の宿は贄川・奈良井・藪原・宮ノ越・福島・上松・須原・野尻・三留野・妻籠・馬籠の11宿である。

## 2 宿駅の機能と財政

宿駅の機能は、第1に公用通行者に人馬を提供し、前駅から後駅へ1宿ごとに人馬を継ぎ送ることであり、この人馬の継立が宿駅の負担の中でも最大のものであった。

そして、参勤交代の大名、公家・公卿などの

貴人、幕府などの公用旅行者に休息・宿泊の施設を提供することも重要な任務であった。

東海道に伝馬の制がもうけられたのは慶長6年(1602)で、多くの宿駅に36疋の伝馬を常備することになり、寛永15年(1638)以降100人・100疋の常備人馬が定められた。中山道の宿駅は、50人・50疋と定められ、万治4年(1661)に25人・25疋に半減されたが、寛文5年(1665)旧に復し、さらに元禄14年(1701)木曾11宿などで再び半減が認められた。

中山道御定人馬は、寛文5年以来50人・50疋であり、前述のとおり負担の困難な小宿では、隣宿と合宿で50人・50疋とされていた。佐久郡では、塩名田宿と八幡宿、望月宿と芦田宿が25人・25疋、すなわち、合宿で50人・50疋を用意し、不足する場合は助郷人馬で継ぎ立てていた。伝馬役に関する史料は、慶長7年(1602)6月2日の『伝馬定書』に、

「宿々において、荷物付番相定めず、出合い次第早速つけ送る」

とあり、宿成立当時の小田井宿の伝馬役が26人・26疋、塩名田宿が40人・40疋ほど、八幡宿が3か村合せて63人・63疋とある。また、元禄6年(1693)の『芦田宿人馬弘帳・芦田宿最寄帳』には、

「御伝馬・歩行役共に四拾壱軒

水呑小役 式拾參軒

庄屋小使 式軒

馬指 壱人」と記され、

「御伝馬四拾七疋

内式拾九疋 有馬

拾壱疋 よわ馬

七疋 当分不足馬」とある。

元禄13年(1700)の追分宿は、本伝馬6疋・

半伝馬40疋(馬役)・歩役40人と記され、寛政3年(1791)に出された長窪宿の『御尋ニ付書上帳』(小林健兵家文書)には、宿内家数61軒、馬役屋敷61軒、歩行役屋敷23軒、家持百姓66軒、店借百姓35軒、寺社7軒、正馬数28疋、正人足23人とある。

しかし、この人馬数は宿独自のもので、正式には明和9年(1772)の宿助成嘆願にも

「御伝馬役 五拾軒 歩行役 五拾軒」とある(「石合英男家文書」)。

宿駅の人馬の継立には、御朱印・御証文・無賃・御定賃・雇上などがあり、御朱印と御証文は無賃で人馬の使用を許可したものである。御朱印は、将軍の朱印状によって人馬の使用を許可したもので、公家衆、御門跡方、京都(朝廷)への使者、伊勢神宮への御代参、大坂城代の代替り之節引渡、大坂城御目付、駿府御目付、宇治御茶御用、二条・大坂御藏奉行仮役、国々城引渡并巡見御用、諸国川々其外御普請等見分御用、日光御門跡并役者、医師日光往来、但御門跡より京都江御使、日光御名代、金地院京都江往来、品川東海寺輪番、三州滝山寺、京都知恩院江使僧、相州藤沢遊行上人、備後御置表、野馬御用、御鷹御用、御廉御用などが使用者であった(丸山1989)。

御証文の発行者は、慶安4年(1651)の規定では老中・京都所司代・大坂町奉行・大坂定番・駿府町奉行、その後享保8年(1723)に勘定奉行、寛政7年(1795)に遠国奉行、道中奉行が加えられた。

御朱印・御証文による特権的通行者が、所定の人馬数を超過すると、その分を御定賃か相賃によって支払うことになっていた。

御定賃は、すべての有料賃銭の場合に守る

べきものとされていたが、一般の人馬賃に比べると低い賃に抑えられていた。このため御定賃による場合は、人馬の数が限定され、所定の数を超過した場合には相対賃によるものとされていた。

相対賃は、およそ人馬賃の通常の相場と考えられる。追分宿の天保13年(1842)の「御尋向御答書」や嘉永4年(1851)の「諸家様御相対雇賃書上帳」によれば、相対賃は、御定賃の倍額である。この例を見ても、無賃の場合は勿論、御定賃の場合も、宿駅や助郷村に大きな財政的負担を強制していたことがわかる(児玉幸多1957)。

表紙

「諸家様御相対雇賃書上帳

中山道 追分宿」

上り小田井宿江

中山道追分宿

一 人足壱人

但御定賃参拾六文

此雇賃七拾貳文

一 本馬壱疋

但御定賃七拾壱文

此雇賃百四拾六文

一 軽尻壱疋

但御定賃四拾六文

此雇賃九拾貳文

下り沓掛宿江

一 人足壱人

但御定賃貳拾九文

此雇賃五拾八文

一 本馬壱疋

但御定賃六拾壱文

此雇賃百貳拾六文

一 軽尻壱疋

但御定賃四拾貳文

此雇賃八拾四文

北国街道小諸宿江

一 人足壱人

但御定賃百壱文

此雇賃貳百貳文

一 本馬壱疋

但御定賃貳百五文

此雇賃四百拾文

一 軽尻壱疋

但御定賃百三拾三文

此雇賃貳百六拾六文

右者諸家様方御雇賃奉書上候處相違無

御座候 以上

(年月缺)

鈴木大太郎代官所

中山道追分宿

年寄 兵右衛門

(以下四名略)

飯田文右衛門様

萩野寛様

無賃の人馬とは、道中奉行の触書を宿継ぎで伝達するような場合に使用されたもので、御朱印・御証文のように使役する人馬数を限定しないで継ぎ送るものである。無賃という点では、御朱印・御証文と無賃は同じであるが、無賃継ぎ立ての増加は、宿駅と助郷村の財政を強く圧迫することになった。

このように宿駅の人馬継ぎ立ては、御朱印・御証文・無賃の場合はもちろん、御定賃による場合も通常の相場より遥かに低い駄賃や人足賃を宿駅に強制することになり、その結果生じた損失を宿駅と助郷村に負担させて村の財政を圧迫し、助郷関係の支出が村入用支出全体の40~50パーセント以上を占めるに至った。

中山道各宿が、万治4年(1661)正月連名で道中奉行に差し出した文書には、伝馬の利用と大名行列の増加、米・大豆をはじめ諸物価の騰貴を財政困窮の理由にあげている。

これに対して幕府は、宿駅と助郷村の負担を軽減するため、駄賃や人足賃の割増を認め、市の開催や店舗商業、問屋場庭銭の徴収を許可して宿駅と助郷村の保護策を講じている。

次の文書は、弘化元年(1844)の芦田宿に対

する割増賃金の規定である。

定

「来る巳年正月より来る酉十二月迄五ヶ年の間、駄賃並びに人足賃金に老割五分増しの上三割増し、都合四割五分これを増す。

望月え

荷物老駄 六拾八文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬老疋 四拾四文

人足老人 三拾五文

長窪え

荷物老駄 八拾七文

乗掛荷人共 同 断

軽尻馬老疋 五拾八文

人足老人 四拾四文

右の通りこれを取るべし、相背くに於いては曲事と為すべきもの也

弘化元年十二月

奉行

芦田宿の駄賃・人足賃金の変化は、寛永2年(1625)から嘉永4年(1851)の間に、長窪宿への本荷・人足賃金が約6.1倍、望月宿への本荷・人足賃金が7倍になっている。

宿駅と助郷村の財政困窮の要因は、前述のとおり宿駅制度の本質的矛盾にあったことはいうまでもないが、困窮の具体的要因についての見解は必ずしも一致していない。

この宿駅と助郷村間の矛盾は、中山道板橋宿から和田宿に至る28宿の増助郷計画に反対して、明和元年(1764)閏12月から翌2年正月に武蔵・上野・信濃、および下野の一部にわたって発生し、20万人が参加したといわれる伝馬大騒動(武蔵国天領・川越藩領他明和元年一揆)にその実情をみる事ができる。

### 3 助郷制度の成立と変遷

助郷は、宿駅の常備人馬だけでは継ぎ送りに支障をきたす場合に、補助的に人馬の提供をする宿駅近郷の郷村、またはその課役制度をいうが、その成立時期については諸説がある(丸山1989)。

幕府は寛永14年(1637)東海道と美濃路などの宿駅に対し、助馬村の設置を命じ、元禄2年(1689)に各宿駅に助郷の有無、宿駅と近郷村々との距離などを調査し、同6年3月に3人の巡見使を中山道の各宿駅に派遣して、宿駅の実情や継ぎ立ての実態などを調査し、詳細な「書上帳」を提出させている。

「芦田宿人馬弘并最寄村書上帳」によれば、元禄6年3月20日に芦田宿の宿役人が連署して、家数・人馬数・宿駅の継ぎ立ての実情などを記し、最後に宿駅の運用について、

「八幡・塩名田・望月・芦田の4ヶ宿は、申し合わせて、人足不足の節は、上りは望月へ人馬を遣わして長窪へ継ぎ、下りは望月より芦田へ人馬を呼んで八幡へ継ぎ、両宿の人馬が不足のときは、4ヶ宿の人馬で継ぎ立て、4宿に定助・大助が無いので急な通行の節は長窪宿とも申し合わせて滞無きようにした」と記している。

幕府は、元禄7年(1694)2月、東海道・中山道の宿駅近郷の村々に対して助郷制を定め、幕領・私領に関係なく各宿駅に助郷村と村高を記した「助郷帳(証文)」を交付している。

芦田宿など川西4宿に対しては、佐久郡36ヶ村に小県郡の藤原田村を加えた37ヶ村、高1万1183石を大助に指定している(表1)。

表1-1 中山道佐久郡内9宿の助郷

(1)

村名	元禄							延享3	村名	元禄						
	7	8	3	3	5	3	2			7	8	3	3	5	3	2
借宿	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	新田							
油井	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	大上							
取地	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	中込							
茂取	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	分口							
上置	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	野田							
州入	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	湯原							
	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	良川							
野口	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	清入							
瀬戸	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	入北							
廣梨	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	上下							
子能	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	北小							
面替	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	中田							
草越	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	下小							
見原	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	小田							
八田	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	田新							
柏平	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	合取							
新田	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市左							
東和	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市村							
横根	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市原							
長土	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
赤久	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
上平	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
下平	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
坂新	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
香坂	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
新子	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
根平	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
横平	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
瀬中	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
平賀	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
森山	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
加市	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
志内	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
山北	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
田部	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
今井	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
河井	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
三河	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
原	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
高柳	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
鍛治	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
跡部	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							
平買	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市下							
新町	追分・香旗・輕井沢							輕井沢	市上							

注 浅3 ... 追分・香旗・輕井沢の3宿 中2 ... 岩村田・小田井の2宿 川西4宿 ... 坂名田・八幡・望月・芦田の4宿

表1-2 中山道佐久郡内9宿の助郷

(2)

村名	元禄7	元禄8	宝永3	享保3	享保5	享保3	延享2	延享3
入布施川	西4	宿					→	芦田・望月
中式比田	川西4	宿					→	田田・望月
三井井	川西4	宿					→	田田・望月
高呂呂	川西4	宿					→	田田・望月
大谷新田	川西4	宿					→	田田・望月
天神林	川西4	宿					→	田田・望月
天之城	川西4	宿					→	田田・望月
印下河原	川西4	宿					→	田田・望月
布下								
觀寺新田								
大日向山								
平沓山								
字井沢	川西4	宿		宝永5長窪・和田			→	長窪
茂田	川西4	宿		宝永5長窪・和田			→	長窪
藤川	川西4	宿		宝永5長窪・和田			→	長窪
細山	川西4	宿		宝永5長窪・和田			→	長窪
八重原新田								
塩沢	川西4	宿					→	望月
牛原	川西4	宿					→	望月
藤三郎新田								
古町								
野方								
赤沢								

注 浅3 … 追分・沓掛・輕井沢の3宿 中2 … 岩村田・小田井の2宿  
川西4宿 … 塩名田・八幡・望月・芦田の4宿

表2 中山道小県郡長窪・和田2宿の助郷

村名	元禄7	元禄10	宝永5	享保1	享保2	延享3
大門	長窪・和田					長窪・和田
狐丸	長窪・和田					長窪・和田
上丸	長窪・和田					長窪・和田
中丸	長窪・和田					長窪・和田
下丸	長窪・和田					長窪・和田
辰平	長窪・和田					長窪・和田
茨野	長窪・和田					長窪・和田
尾野	長窪・和田					長窪・和田
和御	長窪・和田					長窪・和田
飯武	長窪・和田					長窪・和田
鈴平	長窪・和田					長窪・和田
奈井	長窪・和田					長窪・和田
腰屋	長窪・和田					長窪・和田
長瀬	長窪・和田					長窪・和田
南坂	長窪・和田					長窪・和田
石井	長窪・和田					長窪・和田
柳神	長窪・和田					長窪・和田
小春日	長窪・和田					長窪・和田
宇新	長窪・和田					長窪・和田
茂山	長窪・和田					長窪・和田
細川	長窪・和田					長窪・和田
山	長窪・和田					長窪・和田

注 川西4宿 … 塩名田・八幡・望月・芦田の4宿

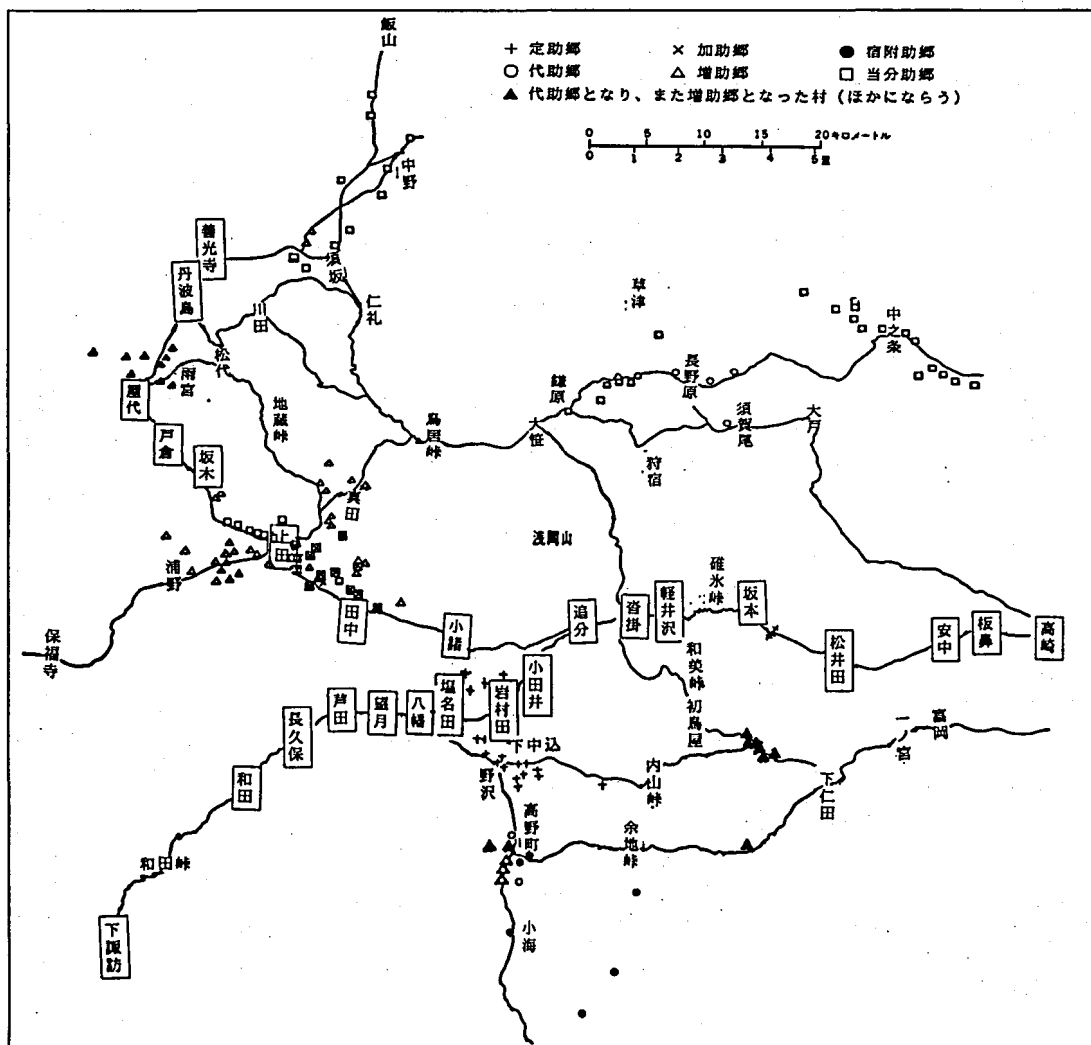
佐久郡内の助郷は、浅間山麓の輕井沢・沓掛・追分の3宿、佐久平の小田井・岩村田の2宿、川西4宿（表1-1・2の元禄7年の項参照）、小県郡では長窪・和田の2宿（表2の元禄7年の項参照）がまとめて指定されている。

浅間山麓の3宿は、佐久郡内16村、上州の碓氷郡入山村、同甘楽郡恩賀村・矢川村など計19ヶ村、村高4,009石が指定され、「追分町・沓掛町・輕井沢町助郷帳」の末尾には、「右之通追分町・沓掛町・輕井沢町江助郷申付候間、相觸次第人馬無滞村々より可出之、勿論此帳ハ追分

町・沓掛町・輕井沢町之内ニ差置、助郷村々にてハ寫致置、自今以後急度可相守、若費之人馬觸仕候歟、助郷より不参仕者曲事ニ可申付者也、

元禄七年戌二月」とあり（小林好郎家蔵）、勘定吟味役諸星伝左衛門忠直・同荻原彦次郎重秀、勘定奉行井戸三十郎良弘・同稲生伊賀守正照・同松平美濃守重良、道中奉行高木伊勢守守蔵らが連署している。

図1 追分・沓掛両宿助郷所在地（延享以後）児玉幸多『近世宿駅制度の研究』を原図として作成



佐久郡と小県郡の宿駅の村高の合計は、およそ1万石であるが、浅間山麓の3宿は半分以下のおよそ4000石であり、任務は上りが中山道の軽井沢宿から小田井宿と北国街道の小諸宿まで、下りは追分宿から碓氷峠の難所を越えて坂本宿までの継ぎ立てである。

このように浅間3宿の継ぎ立ての量は、佐久郡の他の2組より多いのに対し、助郷村数・村高共に少ないため、3宿から訴願が出された。

幕府は、翌年8月早速佐久平2宿つきの東和

田・長土呂2村を浅間3宿つきに変更し、さらに佐久郡の太田部など11村、村高合計6,940石を増大助郷という名目で浅間3宿つきに加え、宝永3年(1706)8月にも佐久平2宿の村を3宿に移すなどの改定を行っている。

幕府は、享保3年(1718)8月に中山道各宿の助郷の組替を行い、改めて「助郷帳」を交付したが、これに対しても浅間3宿つきの臼田村が、遠距離を理由に助郷免除の訴願を提出したため、延享2年(1745)に野沢・原村両村と調



整して再改定を行った（表1-1・図1参照・児玉1957）。

幕府は、延享3年(1746)再び中山道各宿の割替えを行い、浅間3宿を沓掛宿・追分宿の2宿と軽井沢宿に分け、川西4宿も塩名田と八幡宿、望月宿と芦田宿に2分した。

#### 4 大名の通行と助郷

宿駅は、公用通行や参勤交代の大名に無賃、または公定賃銭で人馬の継ぎ立てを行うと共に、宿泊施設を提供することも重要な任務であった。

諸大名の参勤交代は、寛永12年(1635)の『武家諸法度』に、

「大名小名在江戸交替相定める所也、毎歳夏四月中に参勤致すべく」

と規定され、同19年に外様大名は4月、譜代大名は6月か8月の参勤と定められた。

このため参勤交代の大名の通行は、農繁期の3月から5月の3ヶ月、収穫期の8・9月に集中し、宿駅や助郷村の百姓の生活を圧迫した。

和宿宿の天保3年「人馬継立致日帳」によれば、年間の継立人馬数は17,759人、馬7,744疋であるのに対し、農繁期の割合は、下表のとおり3月から5月が年間人足数の83.7%、馬が41.8%となっている（表3）。

表3 天保3年の和宿宿継立人馬数

月別	人足数と割合	馬の数と割合
3月	9,023人 (50.8%)	1,037疋 (13.4%)
4月	2,273 " (22.7%)	1,240 " (16.0%)
5月	1,805 " (10.2%)	963 " (12.4%)
8月	940 " ( 5.3%)	817 " (10.6%)
9月	818 " ( 4.6%)	782 " (10.1%)

また、参勤交代の大名は、権威を誇示し、行列の華美を競うものが多く、幕府は幾度か「供人数制限令」を出して規制している。

例えば、加賀金沢藩の参勤交代は、慶長7年(1602)の参勤以来92回、交代96回の計188回で、文化11年(1814)に親不知の海岸が山崩れで通行不能のときなど、特別の場合を除くと、通常は加賀街道から北国街道・中山道を経由している。参勤の所要日数は、12泊13日が34回、11泊が17回、13泊が14回、交代は12泊13日が31回、11泊が25回と記録されている。

高田藩の記録『万年覚』によれば、文政10年(1827)の行列は、知行取185人、従者830人、雇人688人、宿継人足268人、計1,969人、家中の馬32疋、駄馬188疋と記されている（大場1982）。

表4は、「人馬継立致日帳」（石合九郎兵衛家蔵）によって作成した幕末期の長窪宿の人馬継立数の推移である。

文久元年(1861)の継立人馬数が多いのは、「和宮様ご通行」によるものである。幕府は、文久2年閏8月に幕府改革を行い、参勤交代の制を緩和して、江戸詰であった大名の妻子が国もとへ帰ることを許した。文久3年の継立人馬数の増加は、その影響と考えられる。

表4 長窪宿における宿勤・助郷勤の人馬数の推移

(『上田小県誌第2巻歴史篇下』による)

年 代	総 計		宿 勤		助 郷 勤		定加助郷勤		当分助郷勤	
	人足	馬	人足	馬	人足	馬	人足	馬	人足	馬
天明3年(1783)	10,602	9,960	6,271	8,283	4,331	1,677				
天明4年(1784)	5,942	7,558	3,533	6,752	2,309	806				
天明8年(1788)	9,983	9,493	4,824	8,069	5,164	1,424				
寛政元年(1789)	6,425	9,453	4,318	8,818	2,107	635				
寛政2年(1790)	4,558	8,295	3,018	7,657	1,540	638				
文久元年(1861)	22,693	8,412	6,221	6,879	9,732	1,224	2,544	109	4,196	190
文久2年(1862)	12,559	8,565	6,791	7,418	5,768	1,147				
文久3年(1863)	47,507	9,439	7,595	6,751	24,796	1,834	15,116	854		
元治元年(1864)	15,668	5,796	7,185	5,639	8,483	157				
慶応元年(1865)	29,799	7,047	7,456	6,428	22,343	616				

表5は和田宿の継立人馬数である。文久元年には、「和宮様御下向に付御当日并前後五日の間御通行にて人馬多く御入用に付」、同3年には「御上洛御用役々様御通行并御変革国邑御家様御通行に付」と付記されている。

表5 和田宿における継立人馬数の推移

文久元年	人足39,352人	馬15,556疋
文久2年	人足19,940人	馬12,765疋
文久3年	人足97,803人	馬15,580疋
元治元年	人足27,860人	馬9,896疋
慶応元年	人足45,708人	馬12,407疋

宿駅では、常備の人馬、または定助郷の人馬だけで不足する場合は、さらに加助郷・当分助郷などによって人馬を追加して、大行列の人馬の継ぎ立てを賄った。詳細については次項で考察するが、長窪・和田宿の加助郷・当分助郷は、小県・佐久郡のほか、筑摩郡・高井郡・水内郡にも割付けている。

幕府は、中山道を通行する大名が多いため、文政4年(1821)に公用通行の場合の使用人馬数を制限し、中山道を通行する諸大名を定め

(『五街道取締書物類寄』)、東海道通行の大名は、参勤・就封ともに東海道のみに限定した。

#### 5 皇女和宮の中山道通行

中山道を通行して徳川家に嫁いだ主な皇族の王女や公家の女は、次のとおりである。

享保16年(1731) 伏見宮の息女比宮

9代将軍家重に輿入れ。

寛延2年(1749) 閑院宮の息女五十宮

10代将軍家治に輿入れ。

文化元年(1804) 有栖川宮の息女楽宮

12代将軍家慶に輿入れ。

天保2年(1831) 有栖川宮の息女登美宮

水戸の徳川斉昭に輿入れ。

天保2年(1831) 鷹司政道の養女有君

13代将軍家定に輿入れ。

嘉永2年(1849) 一条実良の息女寿明姫

13代将軍家定に輿入れ。

文久元年(1861) 孝明天皇の妹和宮

14代将軍家茂に輿入れ。

「和宮様御下向」の道筋は、当初東海道筋と考えられていた。ところが中山道(木曾街道)

通行の噂が広がり、それが事実となると、宿方と助郷村の驚きは大きく、老中から中山道通行の触れが出されると一同恐怖したという（「和宮様御下向日記」）。

老中久世大和守は、3月26日に道中奉行兼帯の大目付平賀駿河守に対し、次のような文書を出している。

覚

「久世大和守殿御渡候御書付之写大目付江和宮様当春中御下向たるべき旨、先達而被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候処、東海道筋荒所も多く、御通行御差支ニ、中山道江御通替被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候。御下向之儀、暫御差延被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候。猶御頃合之儀者、追而被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>。右之通向々江可被達候 三月」（浅科村小松勇夫家文書）

この文書には「下向之儀、暫御差延」とあるが、平賀駿河守と酒井隠岐之守（勘定奉行より道中奉行兼帯）は、すでに3月25日に中山道の各宿に対して次のように触れている。

「本陣并脇本陣旅籠屋之分共何軒にても別絵図にいたし間取畳数間口奥行間数共案文の通相心得絵図面美濃壱枚相認軒別三枚にて相仕立此触書到来より五日迄限取調宿毎封し候て急速、隠岐役所へ宿送りを以可差出者也、

西三月廿五日

隠岐 御印

駿河 御印

中山道、板橋宿より赤坂迄

右宿々 問屋 年寄」（和田村翠川家文書）

すなわち、本陣・脇本陣・旅籠屋の間取り、畳数などの詳細な宿絵図を別絵図にして3枚づつ提出するよう求めたものである。続いて26日には、宿場の惣人別を調べて半紙帳面に仕立て、道中奉行所に差出すよう触れている。

4月に入ると松平備後守らが和宮の休泊施設となる本陣を検分し、道中勘定方が街道筋の状況検分を行い、7月からは橋梁や往還の改修、8月には本陣の修復などの準備を進めている。

しかし、道中奉行酒井隠岐守と小栗豊後守が、連署して中山道各宿に和宮様御下向の休泊割を通達したのは8月12日であり、「其旨を心得て」請書を提出するよう求めている。

覚

「追而此触書早々相廻し、承知之旨別紙請書相添留りより宿送りを以隠岐役所江可<sup>ニ</sup>相返<sup>一</sup>候。 已上

和宮様中山道御下向御休泊割相極ニ付、別紙写差遣間、其旨可<sup>ニ</sup>相心得<sup>一</sup>もの也。

西 八月十二日 隠岐 御印

豊後 御印

中山道

板橋より

守山 夫より

大津迄

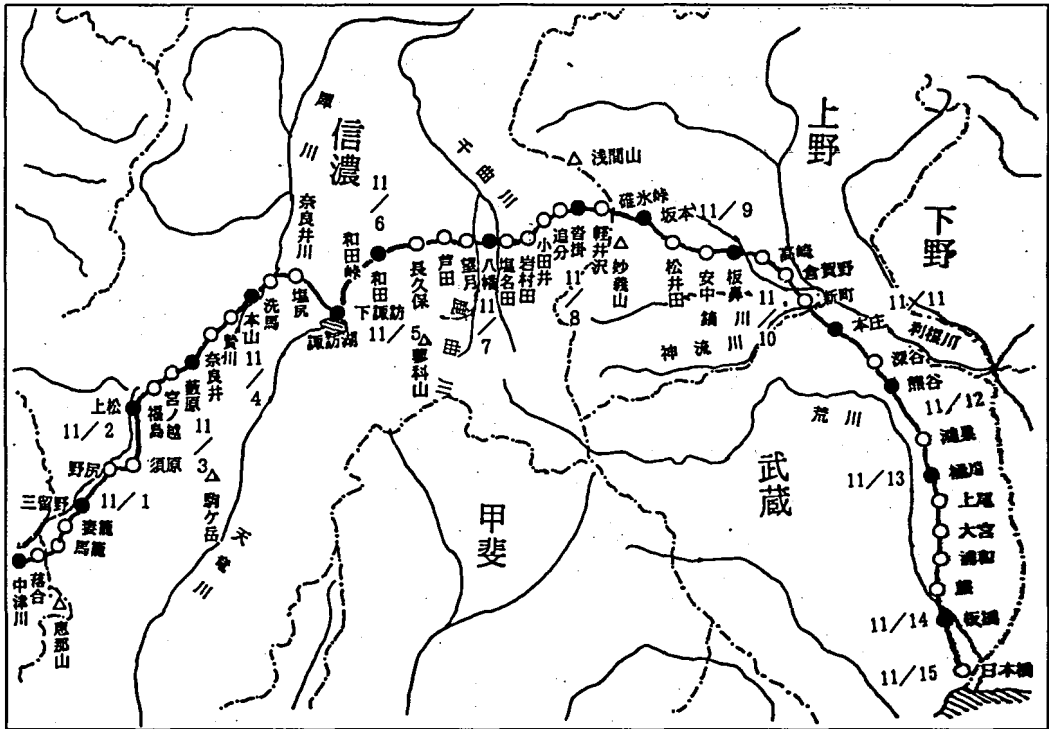
右宿々 問屋 年寄」

この文書にある「御休泊割相極ニ付、別紙」には、「中山道御休泊割」として、中山道の全行程23泊の「御宿」・「御小休」・「御昼」などの各宿の割付が記されている。

信濃26宿関係の「御泊」と小県・佐久両郡の御休泊は、「御泊」が三留野・上松・藪原・贄川・本山・下諏訪の各宿、小県郡に入って和田峠「御昼」・和田宿「御泊」・長窪宿「御小休」、佐久郡の芦田宿「御昼」・八幡宿「御泊」・平塚村相生之松「御野立 御小休」・小田井宿「御昼」・沓掛宿「御泊」・軽井沢宿「御昼」・碓氷峠羽根石「御小休」となっている。

しかし、和田宿では、この年3月10日に中町

図2 和宮御下向行程図（江戸東京博物館の資料を原図として調製）



から出火し、中心部の中町・下町をはじめ、橋場・新田などで107戸を焼失し、復旧の見通しが立たない状態であった。そこで問屋永井十左衛門ら宿役人は、連署して「御泊」の変更を願い出たが、和田宿の変更は中山道全宿にわたる変更となるとの理由で却下された。

和田宿では、直ちに復旧工事にとりかかることになり、幕府から600両を借用し、昼夜兼行の工事を進め、宿を復興して御用を勤めることとし、次の請書を提出した。

奉差上御請書之事

今般和宮様 御下向に付当宿江御旅館を仰付  
冥加至極難有仕合に存候  
就は当三月中宿内焼失仕候に付、今に本宅普  
請出来兼候出精普請取懸り、御旅館無滞相勤  
可申候旨、仰給り一同感伏仕昼夜の無差別如  
何様にて出精仕り、御差支不相成様仕上可

申、依って御請奉申上候処如件

文久三年酉八月 当代官所小泉郡和田宿  
問屋二人、名主二人、年寄九人  
焼失人惣代六人連名

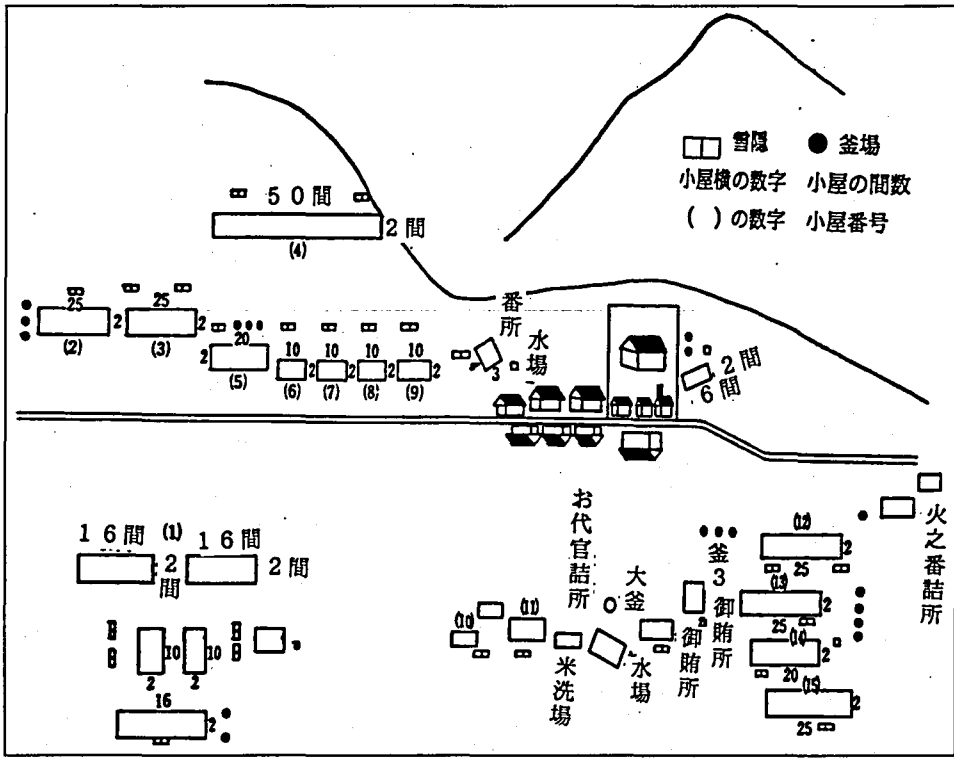
幕府も代官所役人を出役させて工事を督励し、大工などの職人を集め、和宮御下向の11月までに和田宿を復興させた。

また、和田峠でも御休小屋を建築するため、幕府から370両を借用し、屋根は萱で葺き、周囲を板で囲った御休息小屋・御賄焚出小屋など18棟、延べ734坪を建設した(図3)。

和田宿では、さらに火災で焼失した本陣などの調度品を整えるため、和宮様御下向の本陣等の入用として、965両を借用している。

和宮の関東御下向の行列は、10月20日辰刻に桂宮邸を出発し、この日は、大津宿に御泊、翌21日も行列を整えるために同宿に逗留して、22

図3 和宮様御下向のための和田峠小屋配置図（原図『和田村村誌』による）



日に出立し、11月1日に木曾路に入って三留野で御泊、そして杳掛宿を11月9日に出立して碓氷峠を越るまで、信濃の通過におよそ10日間を要している。全行程135里34町8間（約528.6km）、1日平均5、7里（およそ22.2km）の長旅をして、ようやく11月15日に江戸に到着し、翌16日に江戸城に入っている。

和宮御下向の行列は、供奉公卿中山権大納言忠能・今出川権中納言実順・八条左近衛権中将隆聲・橋本宰相中将実麗、供奉殿上人今城左近衛権中将定国・千種左近衛権少将有文・岩倉右近衛権少将具視・富小路務権大輔敬直らの公卿・殿上人以下地下の官人、典侍庭田嗣子以下御附の女官など京方1万人、江戸方は総御用掛の京都所司代酒井若狭守忠義、京都町奉行関出雲守行篤をはじめ、お迎えの若年寄加納遠江守久徴

ら合わせて1万5千人、御輿の警護12藩が1万人、沿道の警護29藩（武部1997）、宿方御働きおよそ1万人、助郷人足1万8,200人、通し雇雲助4,000人、遠国雇7,000人、馬士2,000人・馬2,000疋、計8万人といわれている（小松1956）。

この大行列通行のため、長窪宿では、定助郷14か村、当分助郷小県郡から14か村、新当分助郷佐久郡15か村・小県郡6か村・埴科郡15か村・更級郡23か村・高井郡15か村・水内郡13か村、計113か村、人足6,350人、馬645疋の人馬の継ぎ立てが記録されている。

信濃のうちでも奥信濃の村々は、長窪宿まで片道が10日もかかり、高井郡福島宿では、人足71人分・馬7疋分の代金109両3分を長窪宿に支払って人馬の手配を依頼している。

また、助郷に加わった仁礼村では、人馬の賃

銭、途中の旅籠代や小屋代、逗留中の経費を助郷終了後夫銀割当てにし、持高に応じて村内で負担している（市川他1971）。

長窪宿の『御継立人馬書上帳』によれば、この大行列の人馬の継ぎ立てを1宿単独で賄うことができないので、和田・長窪・芦田・望月の4宿が組合をつくり和田宿から次の宿泊地である八幡宿まで合宿で継ぎ立て、和田宿12,612人・631疋、長窪宿6,350人・635疋、芦田・望月宿5,442人・272疋、八幡宿引き継ぎ分3,000人、人馬計27,404人、1,538疋で継ぎ立てている。

さらに、この4宿は、和田宿1,840人・7疋、長窪宿782人・32疋、芦田・望月宿980人・5疋の計3,602人・44疋をその次の宿泊地である沓掛宿まで継ぎ通している。

八幡宿では、定助郷28か村、当分助郷が小県郡14か村・更級郡14か村・埴科郡8か村、新当分助郷が佐久郡4か村、小県郡6か村、甲斐国八代郡72か村、越後国蒲原郡64か村、計210か村と記録されている。

しかし、甲斐国八代郡の村々は、石和近郷の村で、八幡宿へは片道およそ3日の行程である。また、越後国蒲原郡の村々は、長岡の北方燕村近の村で、奥信濃の高井郡の村よりさらに遠く、八代郡の村では5か村が欠勤して67か村が出勤し、越後国蒲原郡の村名は記録されていない。

八幡宿でも八幡・塩名田・岩村田・小田井の4宿が組合をつくり、八幡宿から沓掛宿まで合宿で継ぎ通している。

八幡宿は、当時民家140軒、本陣1軒、脇本陣4軒、旅籠4軒の宿であった。この大行列受入れのために、道中奉行や小諸藩は、222軒の宿泊施設が必要とし、不足分を宿西側の中山道沿いに仮建築の1集落を建設して賄う計画であっ

た。しかし、実際には宿の西側にそれほどの空地がなく、結局五郎兵衛新田の下原を「下宿」・「打出し宿」として指定し、さらに不足分は八幡宿内の空地に仮屋を建てて賄うことにした。この他にも橋梁や街道の改修が、役人の厳しい監督の下で行われ、助郷人馬の宿泊、受入れ施設の建設も大きな仕事であった。

和宮の大行列は、11月4日に道中奉行酒井隠岐守をはじめ82人が到着し、前々日の5日と前日の6日には京方の公卿・官人、7日には和宮の一行およそ3,000人、翌日の8日にも本宿に京方の92人、下宿にも小頭以下の188人が宿泊した。しかし、この5日間にわたる大行列の警護の武士の宿泊記録はない。また、助郷人馬の宿泊、受入れの賄いも村中をあげての大きな仕事であった。村人たちは、嵐のような喧噪の中で、連日奔走したのであろう。

和宮の大行列は、厳重な警護の武士に護られて、中山道を江戸へ向かって通り過ぎていった。しかし、宿役人に残された残務整理は、以後2年間にわたって寝具や調度品の返還・弁償、諸費の支払などが山積していた。

継ぎ立て人馬の賃銭は、翌文久2年8月の『御下向之節人馬雇替賃銭取調帳』によれば、人足17,705人、賃金8,622両2朱、馬383疋、賃金762両1分、合計9,384両1分2朱と記されている（清水1998）。

#### おわりに

本稿では、調査の便宜と資料の収集を考えて、佐久郡の軽井沢・沓掛・追分の浅間3宿、佐久平の小田井・岩村田の2宿、塩名田・八幡・望月・芦田の川西4宿などの9宿と、小県郡の長窪・和田宿の2宿を選び、この11宿を中心に研

究を行うことにした。

特に、本稿の主題は、幕末期における助郷の問題であるため、この時期の象徴的な事件であったいわゆる「和宮の御通行」と助郷の問題に焦点をあてて多くの考察をおこなった。

伝馬や助郷の負担は、宿駅と助郷村、そしてその農民たちにとって、筆舌に尽くし難い苦悩であった。農民たちは、その負担に苦しみ、悲痛な訴えを幕府や藩役所に繰り返している。

しかし、史料には、この農民の苦しみや悲痛

な叫びは、断片的にしか伝わってこない。結局、この不満の蓄積は、明治2年(1869)の川西騒動などの形をとって爆発することになる。

本稿では、各地の貴重な史料を参照させていただき、これらを多く活用して考察した。また、この研究は、先学諸氏の研究に負うところが大きく、調査研究にご教示を賜り、ご協力いただいた多くの皆さん、研究者各位に深甚なる敬意を表し、心から感謝申し上げる次第である。

#### 引用文献

- 児玉幸多「人馬の継立」『近世宿駅制度の研究』1957 吉川弘文館 P 236・241・243  
丸山雍成「宿駅と助郷」『日本近世交通史の研究』1989 吉川弘文館 P 205  
児玉幸多「人馬の継立」『近世宿駅制度の研究』1957 吉川弘文館 P 293  
小池雅夫「和田宿」『上田小県誌第2巻歴史篇下』1960 小県上田教育会 P 684  
大場厚順「加賀公の参勤」『近世の交通史 I』1982 新潟県社会科教育研究会 P 43  
武部敏夫「御入輿」『和宮』1997 吉川弘文館 P 82・83  
小松克巳「和宮の下向について」『信濃』Ⅲ-第8巻第10号 1956 信濃史学会 P 39  
市川健夫他「長野県政前史(明治維新)」『長野県政史1』1971 長野県 P 24  
清水岩夫『和宮の通行』1998 浅科村教育委員会 P 92~94

#### 参考文献

- 木内寛「中山道」『佐久市志 歴史編三』1993 佐久市志刊行会  
和田村村誌編纂委員会「街道交通」『和田村村誌』1977 和田村教育委員会  
小池雅夫他「交通」『新編 長門町誌』1989 長門町誌刊行会  
長井典雄『中山道和田宿の記録』1990 山海堂  
小林幹男「中山道と芦田宿」『立科町誌 歴史編上』1997 立科町誌刊行会  
児玉幸多「中山道宿村大概帳」『近世交通史料集五』1971 吉川弘文館  
長野県「長野県史近世史料編第二東信地方」1979 長野県史刊行会  
武部健夫『人物叢書 和宮』1997 吉川弘文館